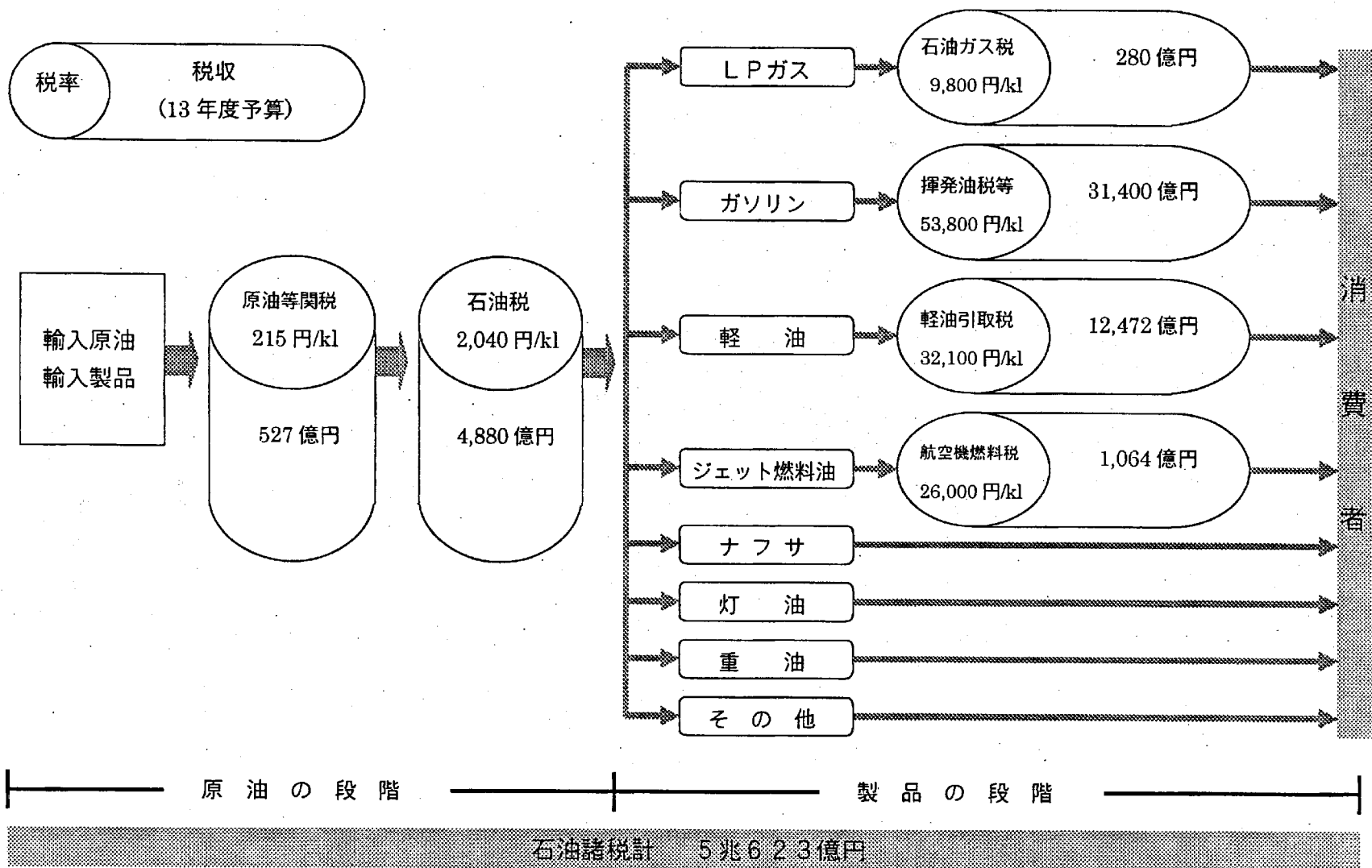


既存石油関連諸税の概要



注 「地球温暖化防止のための税の論点」(環境省)による。

道路特定財源諸税 について

税目	課税物件	課税方法	税率		平成11年度 税収 (億円)	道路規定財源とする根拠	税収の用途	
			本則	暫定				
国が課税主体	揮発油税	揮発油	製造場から移出	24.3円/ℓ	48.6円/ℓ	20,707	道路整備緊急措置法第3条第1項 (昭和24年創設/昭和29年～)	形式的には国の一般財源3/4を国の道路財源に、1/4は地方の道路財源に充当
	地方道路税 (地方道路譲与税)	揮発油	製造場から移出	4.4円/ℓ	5.2円/ℓ	2,884	地方道路税法第1条 (昭和30年創設～)	都道府県、指定市及び市町村の道路特定財源として譲与
	石油ガス税 (石油ガス譲与税)	自動車用石油ガス	充てん場からの移出等	17.5円/kg	—	288	・道路整備緊急措置法第3条第1項 ・石油ガス譲与税法第7条 (昭和41年創設～)	形式的には国の一般財源1/2を国の道路財源に充当、1/2を都道府県及び指定市の道路特定財源として譲与
	自動車重量税 (自動車重量譲与税)	自動車検査証の交付等	車検証の交付又は届出時	自家用車の場合、0.5t当たり 2,500円/年 6,300円/年		8,431	・国税分は創設時の経緯による。 ・自動車重量譲与税法第7条 (昭和46年創設～)	形式的には国の一般財源3/4を国の一般財源とするが、8割相当を道路整備費に充当し、1/4を市町村(特別区含む。)の道路特定財源として譲与
地方が課税主体	軽油引取税	軽油	特約業者からの引取り	15.0円/ℓ	32.1円/ℓ	12,626	地方税法第700条 (昭和31年創設～)	都道府県、指定市及び市町村の道路特定財源
	自動車取得税	自動車	自動車の取得	自家用車の場合 取得価額の3% 取得価額の5%		4,637	地方税法第699条 (昭和43年創設～)	道路目的税で、収入額の約3割を都道府県、指定市に、収入額の約7割を市町村に交付
合計						49,573		

注1 「道路行政」(全国道路利用者会議)による。

2 平成11年度税収は決算額、「国税庁統計年報書」(国税庁)、「地方税に関する参考計数資料」及び「地方財政白書」(総務省)による。

電気税・ガス税(市町村税)

	電 気 税 ・ ガ ス 税	備 考
納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気またはガスに対し、料金を課税標準として、その使用者に課す。 ○ 課税団体 電気・ガス使用地所在の市町村 ○ 料金は、基本料金その他の名義の如何を問わず電気またはガスの使用者がその使用について電気またはガス事業者に支払うべき金額をいう。 ○ 各種の鉱物等の重要物産の製造又は採掘に用いる電気については非課税制度がとられている。 	
沿革	<ul style="list-style-type: none"> ○ 昭和17年 国税として創設 ○昭和21年 廃止 ○昭和23年 道府県の独立税として創設 ○ 昭和25年 市町村普通税へ ○昭和49年 電気税とガス税に分離 ○平成元年 消費税の導入により廃止 	
税率	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気税： 電気料金の5% ○ ガス税： ガス料金の2% 	
税率の特例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の製造用の電気に対する税率は2%である。 <ul style="list-style-type: none"> ① 生糸および玉糸 ② 絹紡績糸、綿紡績糸、毛紡績糸、麻紡績糸および合成繊維等の紡績糸ならびにこれらの半製品 ③ ねん糸 ④ 絹織物、綿織物、毛織物、麻織物および合成繊維等の織物 ⑤ メリヤス生地 ○ 紙の製造用の電気に対する税率は4%である。 	<p>税率の特例は、昭和50年6月1日から昭和65年5月31日までの間。ただし、紙については、昭和44年6月1日から昭和65年5月31日まで。</p>
免税点	同一の需要場所において使用する電気またはガスの1月の料金が、電気で3,600円以下、ガスで12,000円以下である場合は税を課することができない。	
税収額	(昭和63年度) 電気税 約4,897億円 ガス税 約90億円	
税収使途	普通税であり、一般財源とされた。	
徴収方法	原則として特別徴収の方法による(電気またはガスの料金徴収の際に徴収)。	

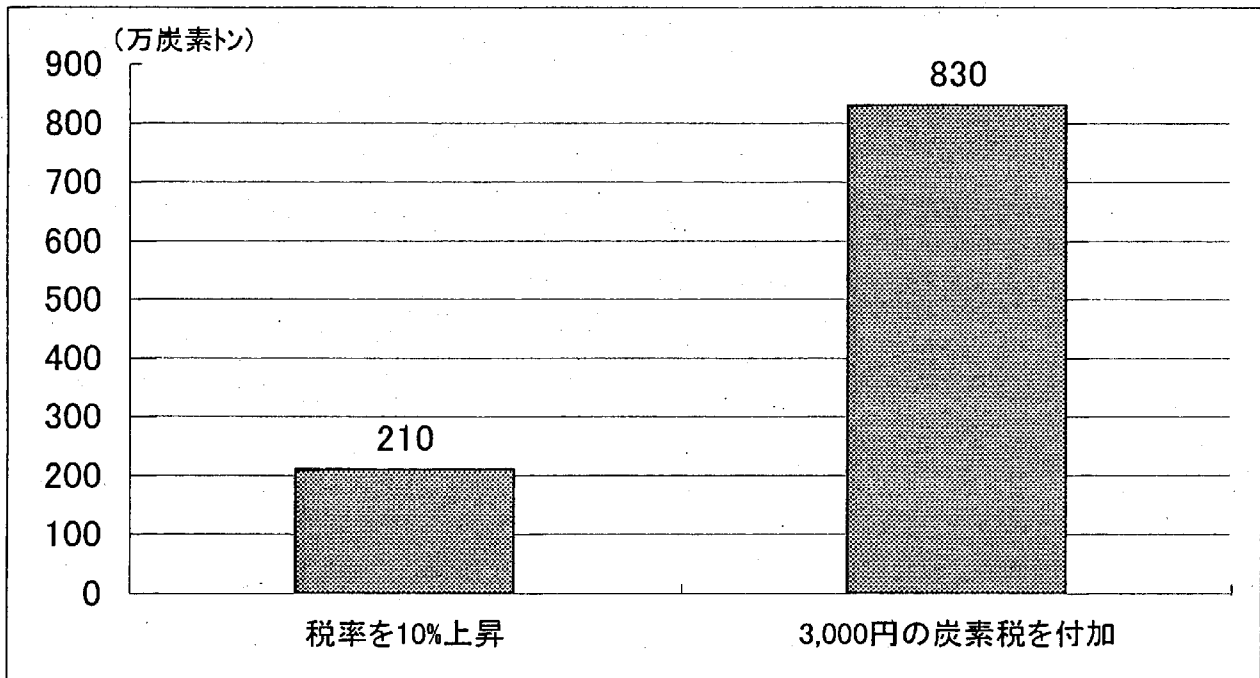
注 「中央環境審議会地球温暖化対策税制専門委員会資料」(環境省)、「地方財政白書」(総務省)による。

温暖化対策税の導入による環境保全効果

化石燃料の価格弾力性からのエネルギー価格の変更に伴う燃料消費量の変化の試算

- 既存の石油関連諸税の税率を10%上昇させた場合
- 既存の石油関連諸税に3,000円/炭素トンの炭素税を付加した場合

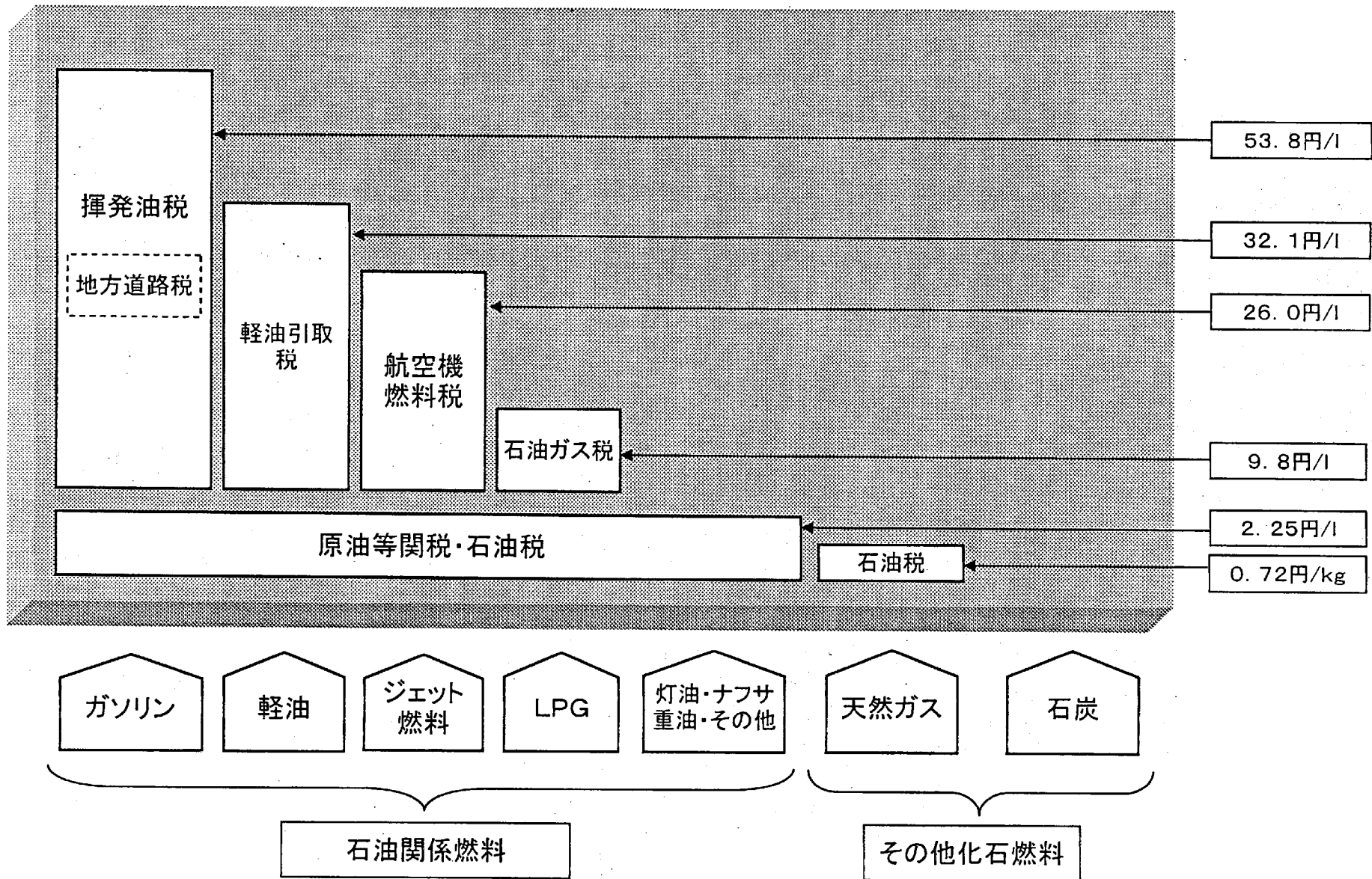
二酸化炭素の排出抑制効果



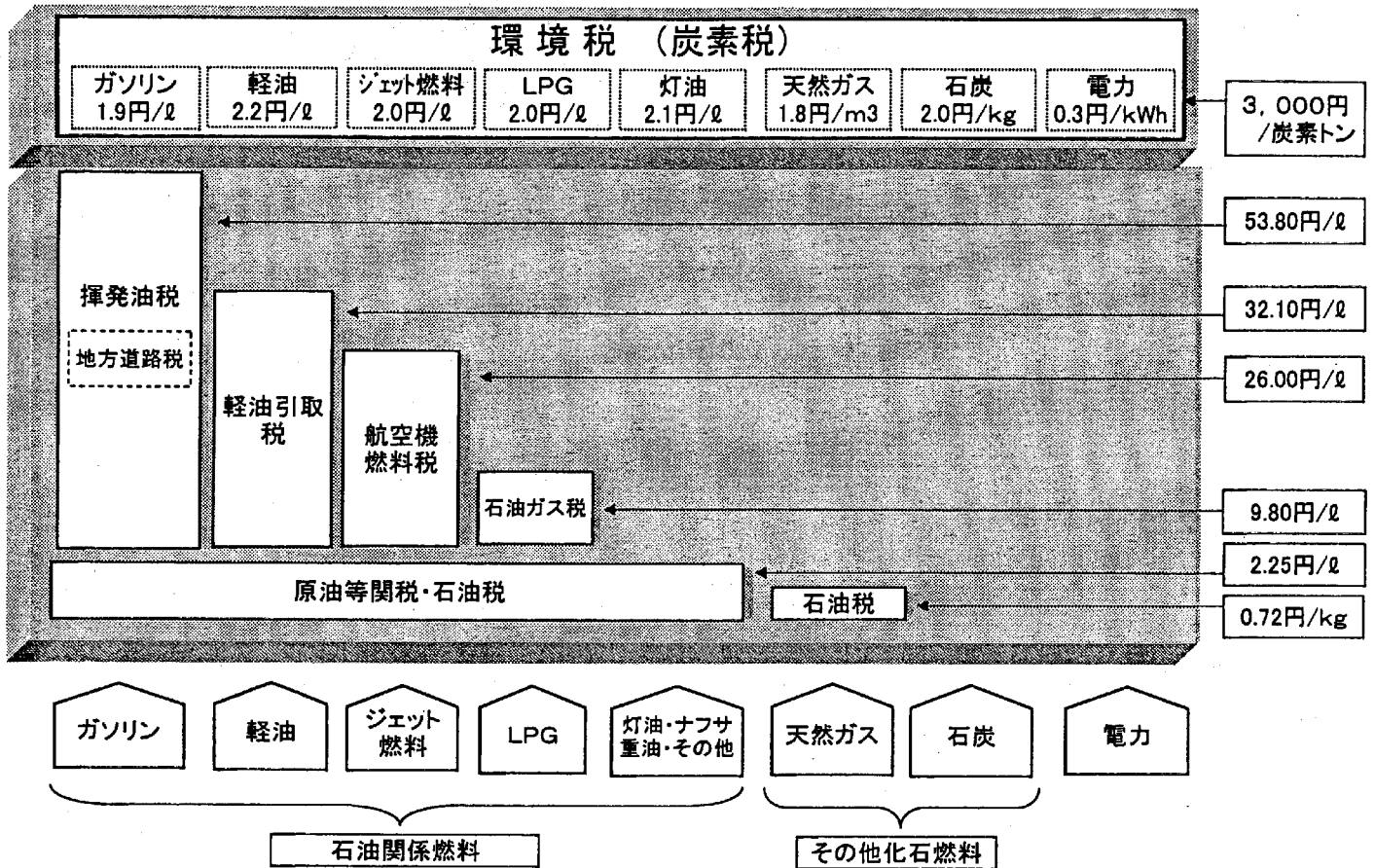
試算では、国際排出量取引との組み合わせやCO2排出削減技術・設備導入のための補助金との組み合わせにより、低税率(炭素トン当たり3千円程度)で大きな環境保全効果(2010年に1990年比2%削減)を生み出せる可能性も示された。

注「地球温暖化防止のための税の論点」(環境省)による。

現行燃料課税における税率水準



環境税のイメージ(上乗せ方式)



環境税の税率と税収試算(上乗せ方式)

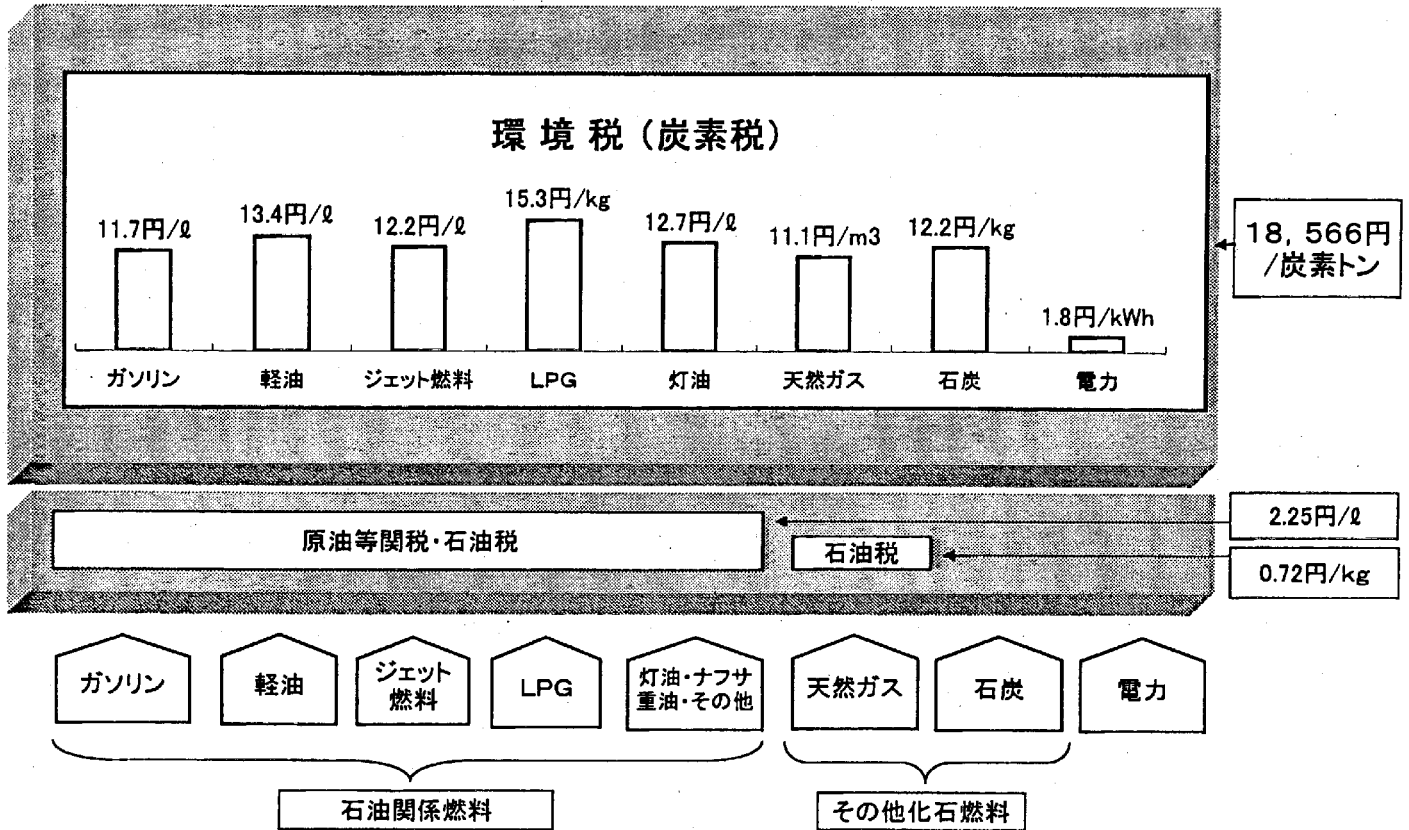
燃料区分	税率	二酸化炭素排出係数	炭素含有量	1単位当たり税率(円)	輸入・生産数量	課税数量(発電分等除く)	炭素排出量(万ct)	税収見込み(億円)
ガソリン	3,000円/ct	2.31	0.630	1.9 /ℓ	5,783 万kℓ	5,272 万kℓ	3,322	1,002
軽油		2.64	0.720	2.2 /ℓ	4,550 万kℓ	4,298 万kℓ	3,095	946
ジェット燃料		2.40	0.655	2.0 /ℓ	1,247 万kℓ	464 万kℓ	304	93
LPG		3.02	0.824	2.5 /kg	1,904 万t	160 万t	132	40
灯油		2.51	0.685	2.1 /ℓ	3,054 万kℓ	2,975 万kℓ	2,038	625
ナフサ		2.23	0.608	1.8 /ℓ	4,873 万kℓ	4,736 万kℓ	2,879	852
重油		2.77	0.755	2.3 /ℓ	7,169 万kℓ	3,947 万kℓ	2,980	908
天然ガス		2.20	0.600	1.8 /m ³	231 万m ³	42 万m ³	25	8
都市ガス		2.15	0.586	1.8 /m ³	2,441 万m ³	2,363 万m ³	1,384	425
石炭		2.40	0.655	2.0 /kg	13,946 万t	2,427 万t	1,590	485
コークス		3.24	0.884	2.7 /kg	3,851 万t	2,547 万t	2,252	688
電力		0.36	0.097	0.3 /kWh	10,522 億kWh	9,431 億kWh	9,148	2,829
計							29,149	8,901

注1 「地球温暖化対策税制専門委員会資料」・「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果」(環境省)、日本ガス協会資料等による。

2 課税数量は、平成13年度予算数値等による。

3 表内の計数は表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳は一致しないことがある。

環境税のイメージ(再構築方式)



環境税の税率と税収試算(再構築方式)

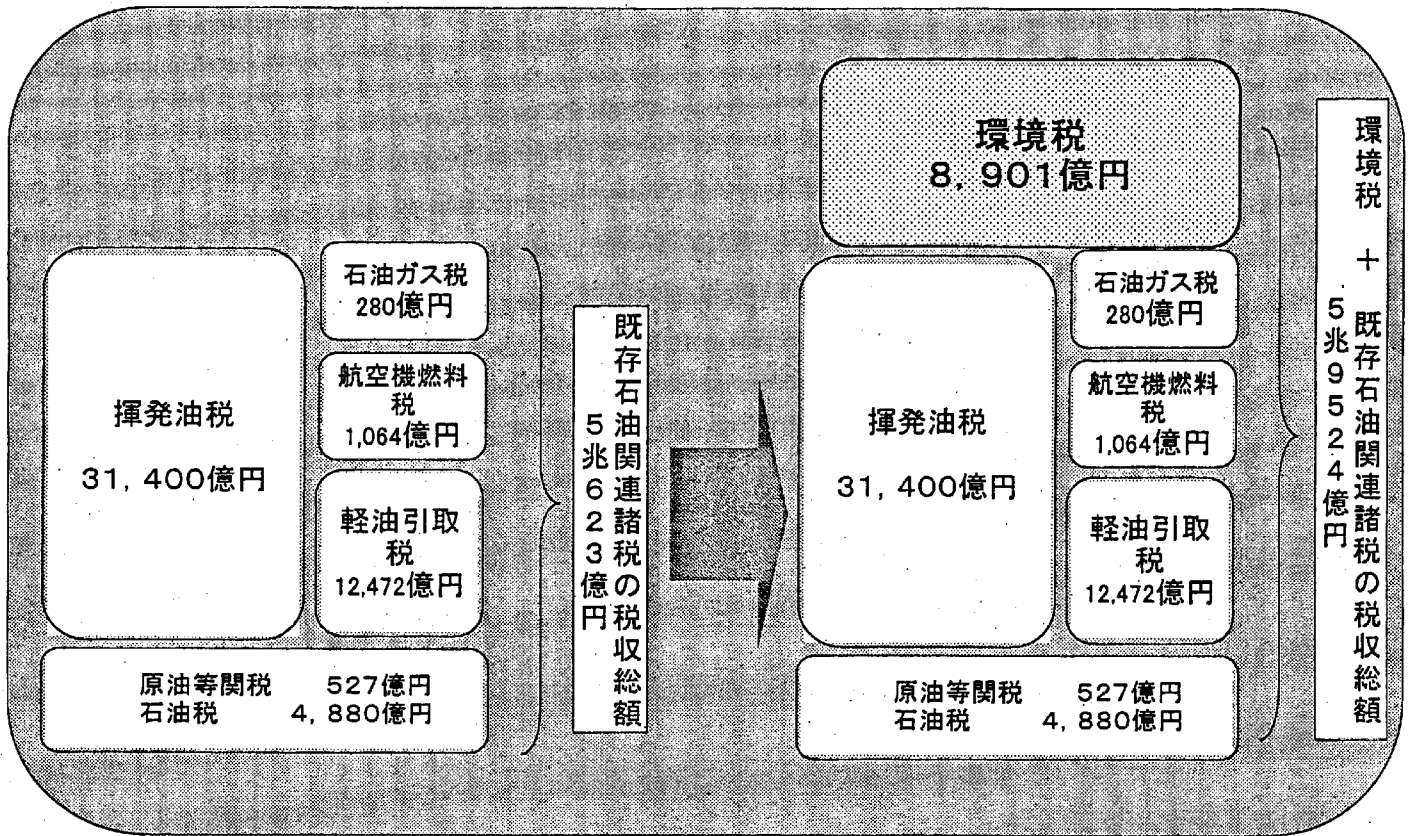
燃料区分	税率	二酸化炭素排出係数	炭素含有量	1単位当たり税率(円)	輸入・生産数量	課税数量(発電分等除く)	炭素排出量(万ct)	税収見込み(億円)	
ガソリン	18,566円/ct	2.31	0.630	11.7 /ℓ	5,783 万kℓ	5,272 万kl	3,322	6,169	
軽油		2.64	0.720	13.4 /ℓ	4,550 万kℓ	4,298 万kl	3,095	5,760	
ジェット燃料		2.40	0.655	12.2 /ℓ	1,247 万kℓ	464 万kl	304	566	
LPG		3.02	0.824	15.3 /kg	1,904 万t	160 万t	132	245	
灯油		2.51	0.685	12.7 /ℓ	3,054 万kℓ	2,975 万kl	2,038	3,779	
ナフサ		2.23	0.608	11.3 /ℓ	4,873 万kℓ	4,736 万kl	2,879	5,352	
重油		2.77	0.755	14.0 /ℓ	7,169 万kℓ	3,947 万kl	2,980	5,525	
天然ガス		2.20	0.600	11.1 /m ³	231 万m ³	42 万m ³	25	47	
都市ガス		2.15	0.586	10.9 /m ³	2,441 万m ³	2,363 万m ³	1,384	2,575	
石炭		2.40	0.655	12.2 /kg	13,946 万t	2,427 万t	1,590	2,961	
コークス		3.24	0.884	16.4 /kg	3,851 万t	2,547 万t	2,252	4,178	
電力		0.36	0.097	1.8 /kWh	10,522 億kWh	9,431 億kwh	9,148	16,976	
計							29,149	54,117	

注1 「地球温暖化対策税制専門委員会資料」・「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果」(環境省)、日本ガス協会資料等による。

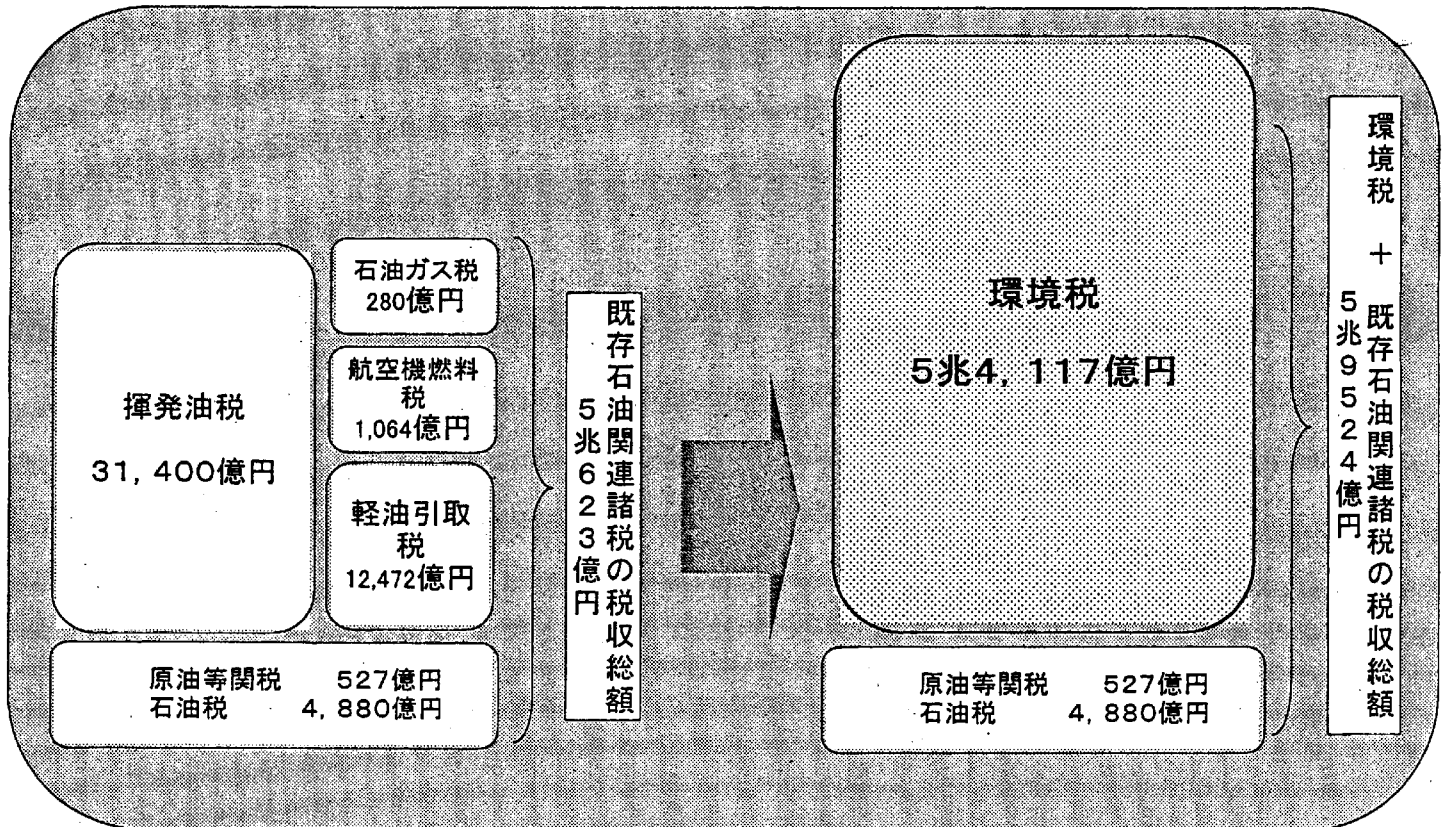
2 課税数量は、平成13年度予算数値等による。

3 表内の計数は表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳は一致しないことがある。

環境税収の試算（上乘せ方式）

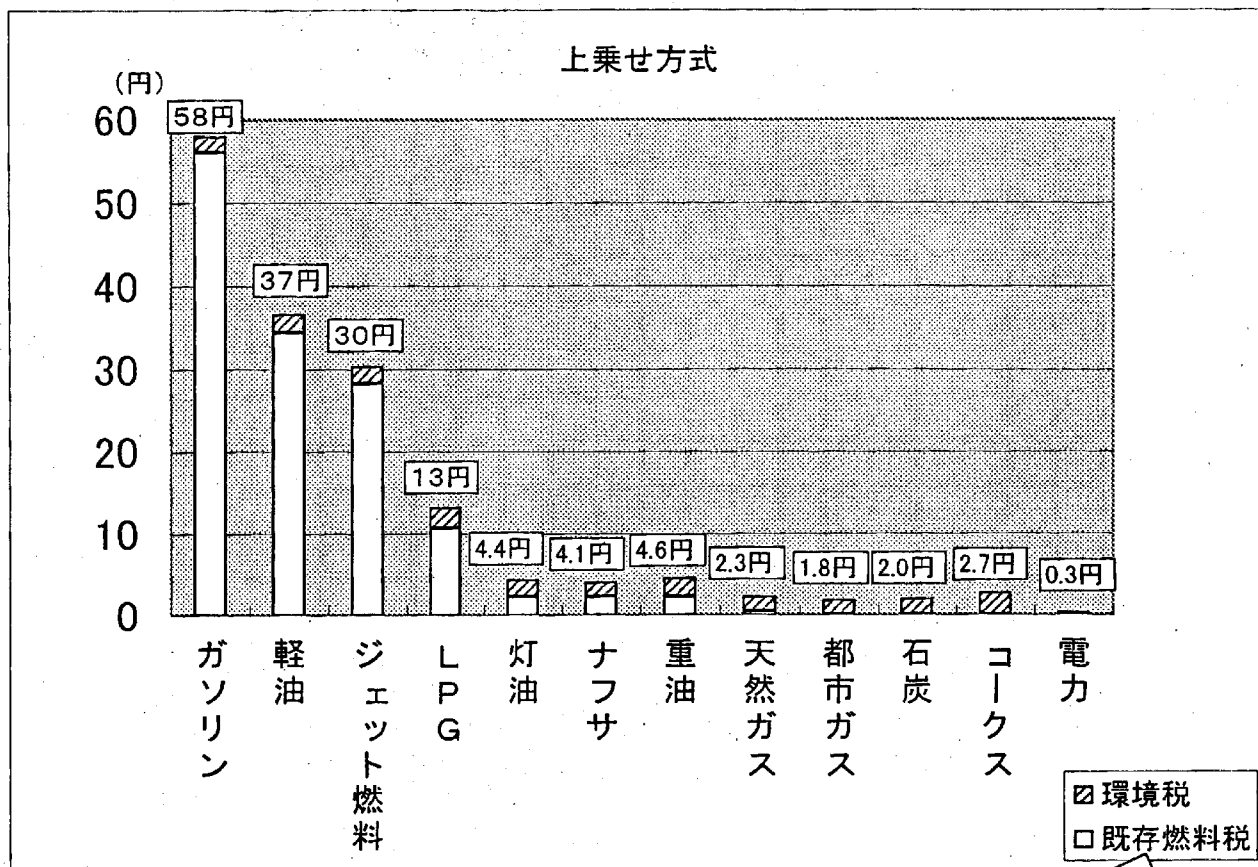


環境税収の試算（再構築方式）

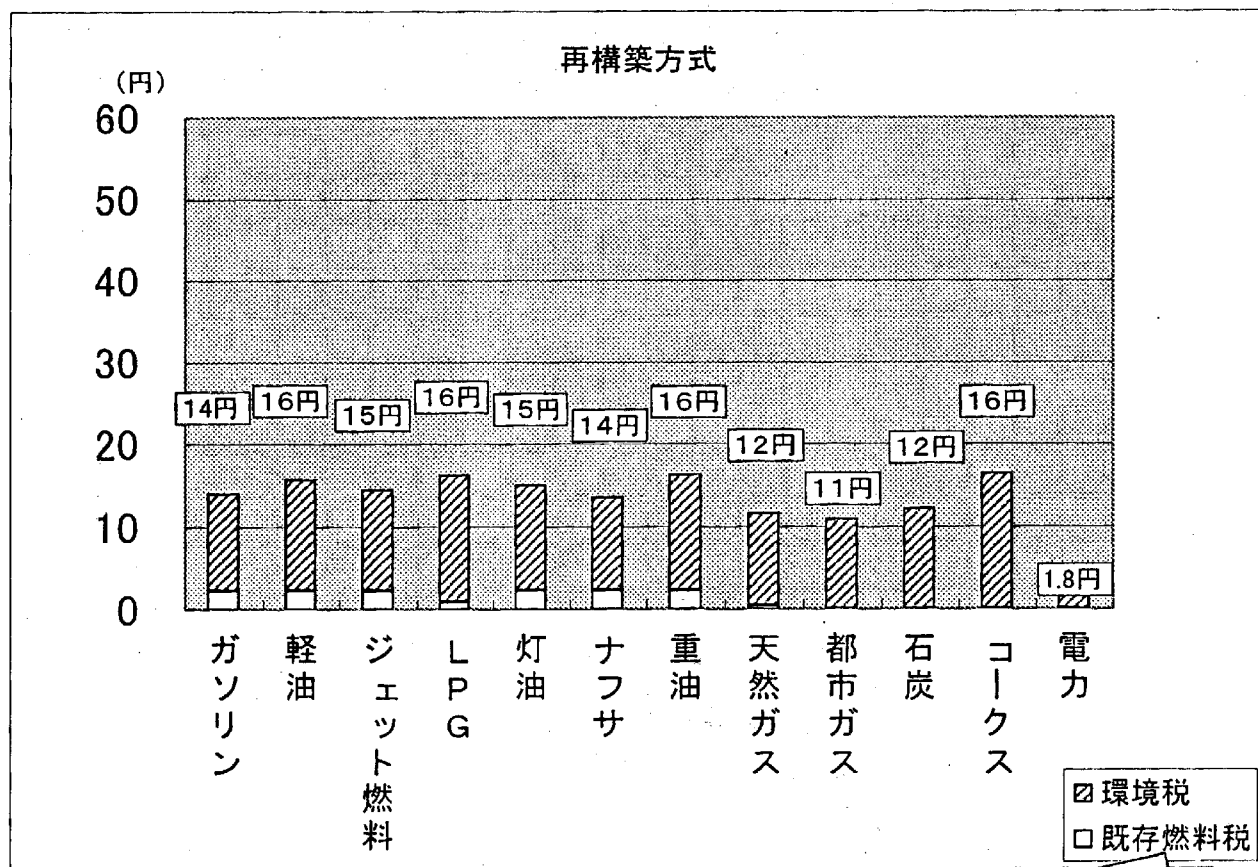


注 既存石油関連諸税の税収総額は13年度予算による。

環境税導入後の燃料別税率



石油税+原油関税+揮発油税等の燃料税



石油税+原油関税

日本における関連税の課税段階・課税対象

		課 税 対 象										
		石油・石油製品						天然ガス	都市ガス	石炭	コークス	電力
課 税 段 階	上 流	(国税) 原油等関税、石油税						(国税) 石油税				
	下 流	ガソリン	軽油	ジェット燃料	LPG	灯油	ナフサ	重油				(国税) 電源開発促進税
		(国税) 揮発油税	(地方税) 軽油引取税	(国税) 航空機燃料税	(国税) 石油ガス税							

納税義務者：
採取者
保稅地域引取者

納税義務者：
採取者
保稅地域引取者

納税義務者：
製造者

納税義務者：
引取を行う者

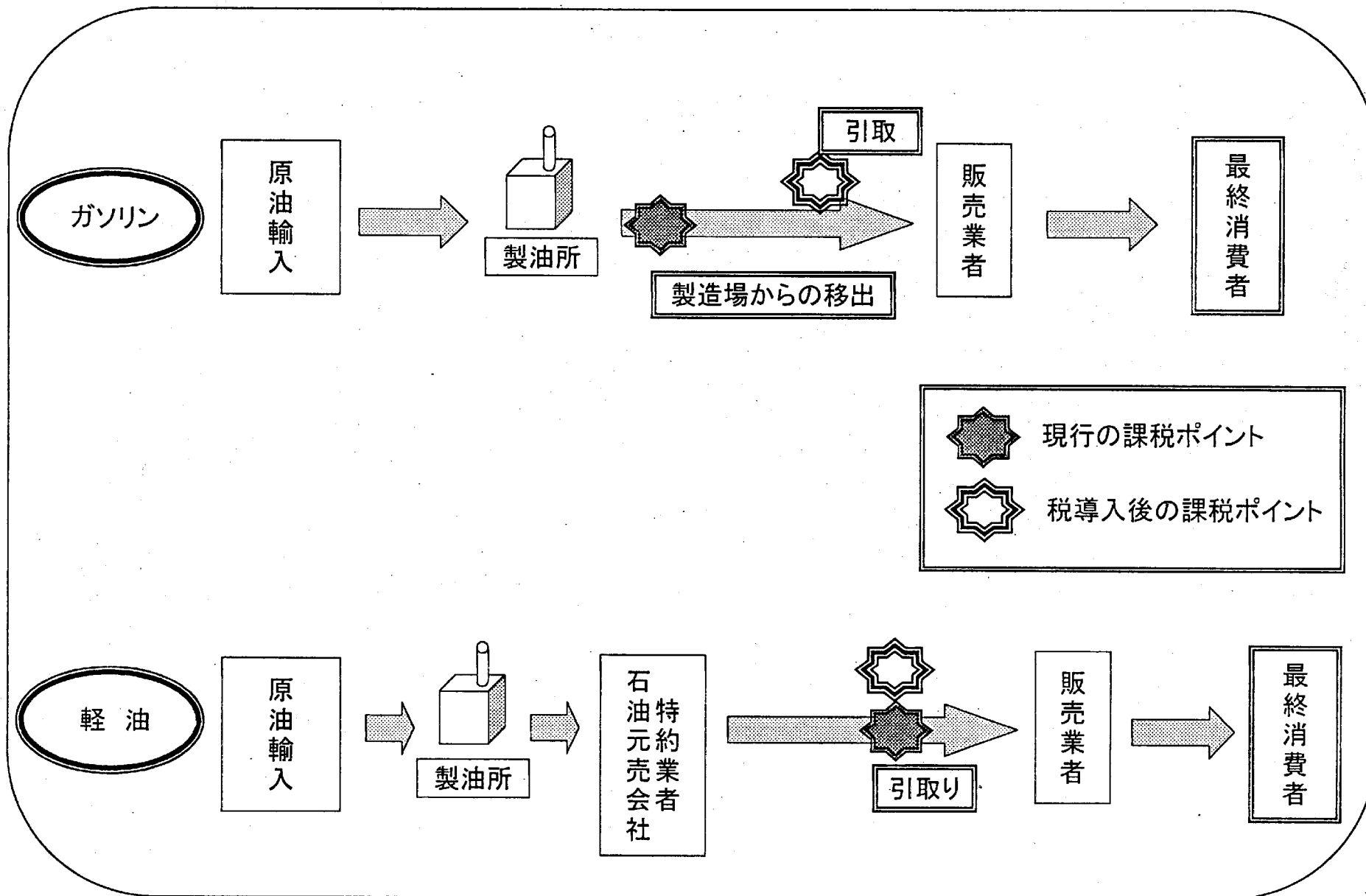
納税義務者：
航空機の所有者

納税義務者：
充てん者

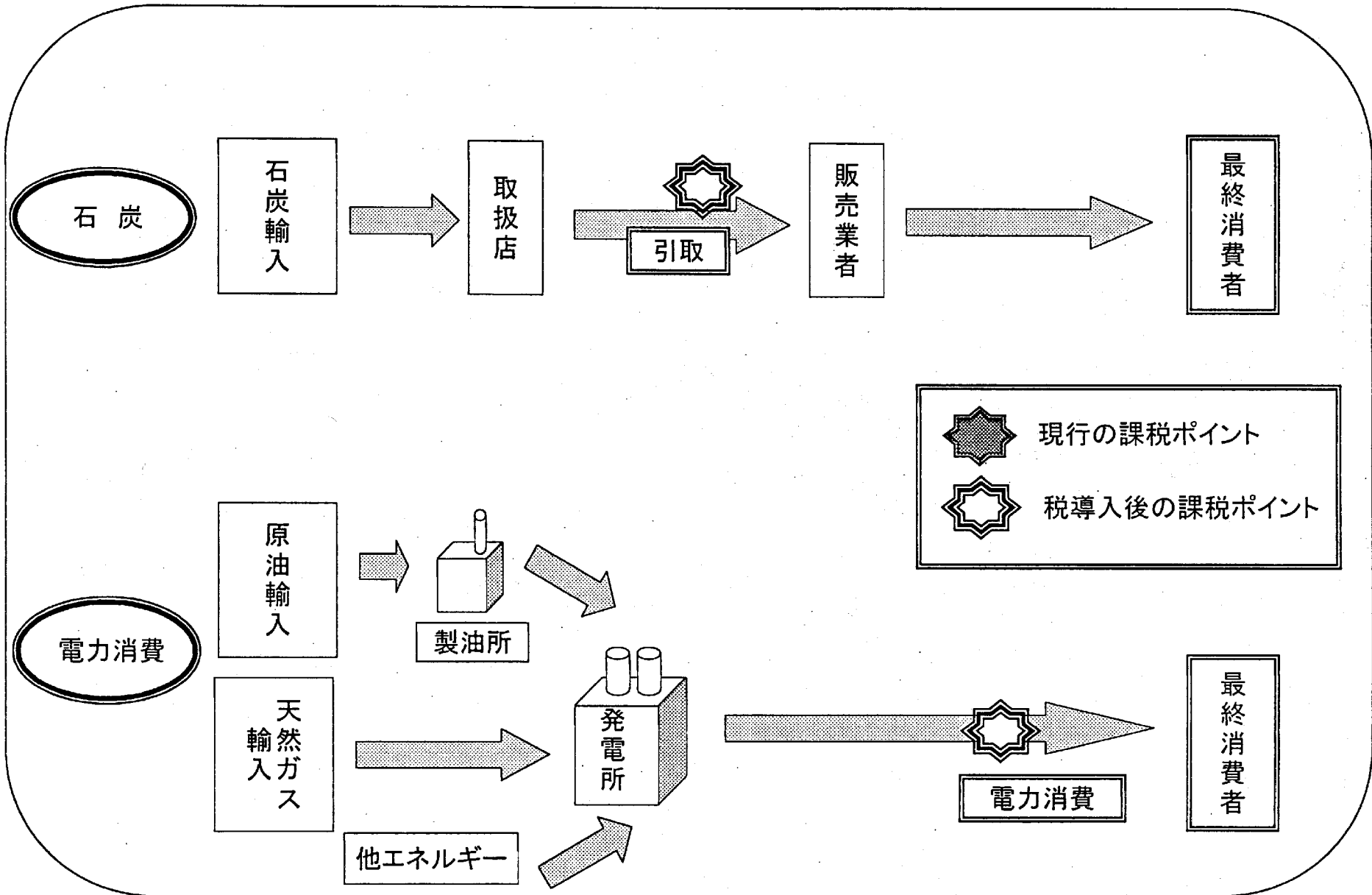
納税義務者：
一般電気事業者

注 「中央環境審議会地球温暖化対策税制専門委員会資料」(環境税)による。

地方環境税(炭素税)の課税ポイントのイメージ (ガソリン・軽油)



地方環境税(炭素税)の課税ポイントのイメージ (石炭・電力消費)



環境税の課税案について

区 分	第 1 案	第 2 案		第 3 案
税 の 性 格	地方税(全国地方税)+国税	国 税	地方税(全国地方税)	地方税(全国地方税)
課 税 主 体	国 ・ 地方	国	地 方	地 方
課 税 客 体	二酸化炭素排出行為			
納税義務者	消費者	輸入者・製造者	消費者	消費者
課 税 段 階	流通・消費段階	輸入・生産段階	流通・消費段階	流通・消費段階
課 税 標 準	消費量	輸入量・製造量	消費量	消費量
税 率	3,000円/炭素トン (注)			
徴 収 主 体	地 方	国	地 方	地 方
分 配 方 法	国と地方の役割分担、環境対策経費の負担等により検討			
特 色	地方が国税分を含めて徴収し、国に払い込む	国税、地方税を別個独立に賦課徴収		地方税として徴収し、税金の一部を国に譲与

注 課税額例： ガソリン1リットルにつき 1.9円